

21全木連発第267号
2010(平成22)年1月15日

各位

社団法人全国木材組合連合会
会長 並木 瑛 夫

「合法木材ナビ」ホームページ改良業務に関する 業務契約について（提案募集）

当会では、林野庁補助事業合法性等の証明された木材の普及促進事業のなかで、木材・木材製品の供給側の関係者はもとより、合法性等の証明された木材・木材製品（以下、合法木材という。）を利用する調達側の企業、一般消費者等との間で合法木材の供給・利用および違法伐採対策に関する情報を共有し、合法木材の普及推進をするためのホームページ「合法木材ナビ」（以下「合法木材ナビ」という。）を設置しています（URLは、<http://www.goho-wood.jp>）。このホームページの改良業務について契約を締結して実施するので、実施事業者の募集を行います。

この業務の実施を希望される方は、下記によりご提案ください。

記

業務名	「合法木材ナビ」ホームページ改良業務
仕様等	別紙業務説明書のとおり
提出期限	2010年1月20日（木）17：00
納入場所	（社）全国木材組合連合会事務所

以上

「合法木材ナビ」ホームページ改良業務説明書

1 目的

木材・木材製品の供給側の関係者はもとより、合法性等の証明された木材・木材製品（以下、合法木材という。）を利用する調達側の企業、一般消費者等の中で合法木材の供給・利用および違法伐採対策に関する情報を共有し、合法木材の普及推進に資するために開設されたホームページ「合法木材ナビ」（以下、「合法木材ナビ」という。）を需要者・一般消費者向け情報の効果的発信のための改良（機能の追加等）を行い、情報の双方向発信のプラットホームとして整備する。

2 業務内容

業務実施者は、別添平成 21(2009)年 7 月 3 日付け「合法木材ナビ」運営要領（以下、「運営要領」という。）及び社団法人全国木材組合連合会（以下、「全木連」という。）の担当者の指示と打ち合せに基づき以下の業務を行う。

(1) 一般消費者向けのコンテンツ補強

現在のコンテンツ（<http://www.goho-wood.jp/ihou/index.html>）に以下のページを追加し、一般消費者向けにわかりやすい情報を提供する。

現在作成中の一般消費者向けのパンフレット（仮称：我が家は合法木材）に沿ったコンテンツを作成し、違法伐採問題への普及・啓発のための動画等を用いたわかりやすいコンテンツを追加し、現在の解説コンテンツへのナビゲーション（誘導）とする。

(2) 合法木材製品事例紹介ページの拡充

合法木材製品事例紹介ページ（http://www.goho-wood.jp/seihin/_pc/）の拡充を行い、合法木材製品を使った施行事例などを搭載できるようにする。

(3) 窓口機能の強化

「よくある質問」のコーナー（<http://goho-wood.jp/qa/>）に掲載されている Q&A をデータベース（DB）化し、知りたい質問に的確にたどり着けるよう検索機能を追加する。また、「お問合せフォーム」から info@goho-wood.jp へ送られてきたメールへの対応履歴を記録できるようなシステムを導入する。

(4) アンケート回答ページの追加

これから実施予定のアンケートを Web 上で回答できるようなシステムを導入する。なお、回答結果は効率的に集計できるような形に整えて DB 上に格納することとする。

(5) 合法木材供給事業者名簿の機能拡張

合法木材供給事業者名簿（一例として全木連の認定事業者の名簿の URL は、

http://www.goho-wood.jp/nintei_system/user/list.php?group_id=5) に名簿の最終更新日を表示させる。

なお、上記改良を行なうに当たり、DB の設置等現状のサーバー（システム）に手を加える場合は、現状のシステムに支障が出ないよう特に留意すること。（現在のサーバー環境に関しては、別紙参考資料を参照のこと。）

3 成果物と納入の期限

この業務の完了後は以下の成果物を納入すること。

コンテンツ、システムを運用中のサーバーへ設置

2 項（1）については、コンテンツのハードコピー

2 項（1）以外については運用・操作のマニュアル
作業内容報告書

～ については各 3 部を納入すること

成果物の納入期限は平成 22（2010）年 3 月 5 日（金）までとする。また、納入された次の日から一週間（2010 年 3 月 5 日に納入された場合は、3 月 8 日（月）から 3 月 12 日（金））を検収期間とする。なお、仕様の変更があった場合は、当会担当者と協議の上変更することがある。

4 提案書の作成

業務実施を希望する者は、以下の書類を作成して提出する。

（1）企画案

「合法木材ナビ」ホームページ改良業務提案（任意様式）

（現状のホームページの分析にもとづき、効果的な改良業務を提案してください）

（2）見積書

上記の 2（業務内容）に示す業務を実施するために必要な経費（消費税等の一切の経費を含む）を記載した見積書及びその内訳書（任意様式）。

5 説明会の開催

提案書の作成にあたって、当該業務の説明会を下記の通り開催する。

日時：2010（平成 22）年 1 月 18 日（月）16:00～17:00

場所：（社）全国木材組合連合会会議室

（東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6 階）

説明会に参加を希望される方は、下記担当に前日までに連絡してください。

6 書類の提出

当該業務の実施を希望する者は、以下の書類を提出する。なお、提案書は、複数の提出を認める。

- (1) 提出書類： 申込書 1部(別紙様式)
提案書 1部(ただし、複数提出する場合は、その部数)
- (2) 提出場所： 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6F
社団法人全国木材組合連合会(担当 藤原、若園、加藤)
fujiwara@zenmoku.jp kato@zenmoku.jp wakazono@zenmoku.jp
- (3) 提出期限：2010(平成22)年1月20日(木)17時まで
- (4) 提出にあたっての留意事項
持参により提出する場合の受付時間は、平日9時30分から17時00分までとする。
郵送等により提出する場合は、上記(3)提出期限内に全木連に到着したものを有効とする。
提出された書類はその事由のいかに関わらず、変更又は取り消しを行うことはできない。
書類の作成及び提出に係る一切の経費は提出者の負担とする。
提出された書類は、返却しない。

7 委託者の選定

- (1) 提出された提案書の内容について、全木連部内の審査委員会で審査を行い、業務内容の趣旨に最も合致する提案を行った者を1社選定する。
- (2) 委託先事業者が決定したときは、その旨、提案書を提出した方全員に通知する。

8 問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F
社団法人全国木材組合連合会 電話 03-3580-3215 FAX03-3580-3226
担当：藤原敬、若園敏之、加藤正彦
fujiwara@zenmoku.jp wakazono@zenmoku.jp kato@zenmoku.jp

別紙様式 1

2010(平成 22)年 月 日

(社) 全国木材組合連合会
会長 並木瑛夫 殿

住所
名称
代表者氏名 印

**「合法木材ナビ」ホームページ改良業務に関する
業務実施申込書**

「合法木材ナビ」ホームページ改良業務の実施を希望しますので、資料を添えて申し込みます。

添付資料

1. 別添資料 (別紙様式 2)
2. 提案書

別紙様式 2

別 添 資 料

1 . 組織の概要

定款、役員名簿、組織図等

2 . 同種又は類似業務の実績調べ

業務名		
契約金額	千円	千円
実施期間	~	~
発注者		
業務概要		

3 . 実施体制（担当予定者調書）

氏名：

所属・役職：

直近 2 年間の主な担当業務：

資格又は類似業務経験：

4 . その他参考事項

2009年(平成21年)7月3日

「合法木材ナビ」運営要領

違法伐採総合対策推進事業の中で作成してきた、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品(以下、「合法木材」という。)の普及推進に関するホームページ(以下、「合法木材ナビ」という。)については、合法性等の証明された木材の普及促進事業の中で、さらに需要者・消費者向けの情報を分かりやすく作成・公開していくこととし、以下の方針の元に「合法木材ナビ」を充実させていくこととする。

1. ホームページの設置目的

合法木材の供給側の関係者、これを調達する国、地方公共団体、企業および一般消費者の間で違法伐採対策および合法木材の供給・利用に関する情報を共有し、もって合法木材の普及および利用の促進に資することを目的とする。

2. ホームページの名称とWWWサーバ

このホームページは「合法木材ナビ」と称する。また、WWWサーバは、全木連が契約する外部機関によって管理を行う。

3. 管理およびコンテンツ作成の体制

- (1) このホームページは、(社)全国木材組合連合会(以下、「全木連」という。)が違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の監修の下に作成する。
- (2) このホームページのコンテンツ(掲載情報)の内容については、適宜違法伐採対策・合法木材普及推進委員会及び合法木材普及拡大部会の意見を聞き、全木連事務局が管理を行う。
- (3) 合法木材供給事業者認定団体に関する情報、またこれらの団体が認定する合法木材供給事業者、合法木材の製品事例紹介等の情報については、直接関係者が情報更新できる体制とする。

4. ホームページの構成

「合法木材ナビ」に掲載する情報は以下のものから構成される。

- (1) グリーン購入法の仕組み、林野庁ガイドラインに関する情報、Q&A等
- (2) 合法木材の供給体制に関する情報
 - ・ 業界団体認定を行う認定団体に関する情報
 - ・ 業界団体から認定を受けた合法木材供給事業者、合法木材に関する情報

- ・ 個別企業等の独自の取組による証明方法に関する情報
- ・ 木材産出国等の法制度、合法性等の証明システム等に関する情報
- (3) 合法木材の調達に関する情報
 - ・ 国、地方公共団体の調達方針等に関する情報
 - ・ 調達側の企業、消費者団体等に関する情報
- (4) 合法木材普及に関連するイベント等の情報
- (5) その他関連情報
 - ・ 事業の実施に関する情報等